

これからの被害者支援に 求められるもの

と き: 平成29年9月2日(土) 午後1時～4時30分
(午後0時30分開場)

ところ: 高松商工会議所 2階大ホール

香川県高松市番町2-2-2

定員: 300名

参加費
無料
予約不要

平成20年12月に犯罪被害者の刑事裁判への参加制度及び損害賠償命令制度が施行され、まもなく10年目を迎えます。犯罪被害者やそのご遺族が刑事裁判で発言等する機会の確保は図られたとはいえ、経済的支援を始めとする犯罪被害者やそのご遺族に対する権利の保護は未だ十分とは言えません。

そこで、香川県弁護士会では、被害者ご遺族・被害者支援に携わる各分野の専門家をお招きし、被害者支援の現状とその問題点、そして、「これからの被害者支援に求められるもの」についてのシンポジウムを実施することになりました。

どなたでもご参加いただけます。ぜひ、ご参加ください。

基調講演

「明日を生きる！」

【講師】加藤 裕司氏

平成23年9月、岡山県において、最愛の娘を元同僚の男に暴行を加えられて刺殺されたうえ、バッグ等を奪われ、遺体を大阪に運ばれて無残に遺棄された。加害者は、平成25年2月、岡山地裁において同裁判所の裁判員裁判として初めての死刑判決が言い渡された。判決は、その2カ月後に確定し、平成29年7月、死刑が執行された。講師は、この裁判に参加し、現在、全国犯罪被害者の会(あすの会)の会員として活動中である。

パネルディスカッション

「判決、その先へ」

【パネリスト】(お名前は50音順)

伊藤 好美氏(公益社団法人かがわ被害者支援センター支援局長)

加藤 裕司氏(全国犯罪被害者の会(あすの会)会員)

川本 哲郎氏(同志社大学法学部教授)

吉川 由香氏(ゆいメンタルクリニック臨床心理士)

会場案内MAP

高松商工会議所

香川県高松市番町2-2-2



JR高松駅から徒歩15分、タクシー3分

琴電瓦町駅から徒歩15分

※会場の駐車場は利用できません

主催: 香川県弁護士会 ■ 共催: 日本弁護士連合会・四国弁護士会連合会

■ 問合せ先: 香川県弁護士会事務局 高松市丸の内2-22 TEL: 087-822-3693